

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書の訂正報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の2第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成28年3月1日

【事業年度】 第143期（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

【会社名】 セーレン株式会社

【英訳名】 SEIREN CO.,LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役 会長 川 田 達 男

【本店の所在の場所】 福井市毛矢1丁目10番1号

【電話番号】 (0776)35 2111(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役 執行役員 グローバル総務・経理・人事本部長 勝 木 知 文

【最寄りの連絡場所】 東京都港区南青山1丁目1 1（新青山ビル東館）

【電話番号】 (03)5411 3411(代表)

【事務連絡者氏名】 東京本社総務部主管 庄 司 稔

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成27年6月24日に提出いたしました第143期（自平成26年4月1日至平成27年3月31日）有価証券報告書の記載事項の一部に訂正を要する箇所がありましたので、有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

第一部 企業情報

第5 経理の状況

1 連結財務諸表等

(1) 連結財務諸表

注記事項

(税効果会計関係)

3 【訂正箇所】

訂正箇所は\_\_を付して表示しております。

第一部【企業情報】

第5【経理の状況】

1【連結財務諸表等】

(1)【連結財務諸表】

【注記事項】

(税効果会計関係)

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

(訂正前)

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当連結会計年度 (平成27年3月31日)
法定実効税率	37.75 %	35.38 %
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.88 %	0.55 %
住民税均等割等	0.69 %	0.60 %
評価性引当額の増減	2.07 %	2.67 %
その他	3.85 %	6.83 %
税効果会計適用後の法人税等の負担率	33.40 %	32.37 %

(訂正後)

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当連結会計年度 (平成27年3月31日)
法定実効税率	37.75 %	35.38 %
(調整)		
評価性引当額の増減	2.07 %	2.67 %
各国の法定税率差	2.81 %	4.18 %
その他	0.53 %	1.50 %
税効果会計適用後の法人税等の負担率	33.40 %	32.37 %

(表示方法の変更)

前連結会計年度において、「その他」に含めておりました「各国の法定税率差」は、重要性が増したため当連結会計年度より独立掲記しております。また、区分掲記しておりました「交際費等永久に損金に算入されない項目」「住民税均等割等」は重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より「その他」に含めて表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の注記の組替を行っております。

この結果、前連結会計年度において、「交際費等永久に損金に算入されない項目」0.88%、「住民税均等割等」0.69%及び「その他」3.85%は、「各国の法定税率差」2.81%及び「その他」0.53%として組み替えております。